

第4部 復旧・復興計画

第4部は、原子力災害後の復旧・復興対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、防災対策上必要と認められるときは、ここに示した対策に準じて対応するものとする。

第1章 原子力施設等に係る災害に対する措置等

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

県及び本市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害対策本部と連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

本市は、国及び県と連携し、内閣総理大臣が定める原子力災害事後対策実施区域において、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示並びに警戒区域の設定を行うことができる。

第3節 災害復旧計画の作成等

災害発生に係る原子力事業者は、原子力緊急事態解除宣言発出後、速やかに、災害復旧対策についての計画を作成し、原子力規制委員会、内閣府、県及び市に提出するとともに、同計画に基づき、直ちに、災害復旧活動を実施する。

第4節 放射性物質により汚染された地域の除染等

国の統括のもと、県は本市、原子力事業者及び関係機関と連携し、原子力災害で放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じることとする。

第5節 各種制限措置の解除

総合対策部、健康対策部、経済対策部及び上下水道対策部は、県と連携を図り、環境放射線モニタリング、放射性物質による汚染状況等の調査結果及び国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、飲料水・飲食物の摂取制限、農畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県及び本市は、原子力緊急事態解除宣言後、原子力規制委員会、文部科学省、原子力事業者その他関係機関と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

その後、国の技術的支援の下に行う、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

第7節 災害地域住民に係る記録の作成等

1 災害地域住民の登録

財政対策部は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在したこと、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式に記録する。

2 災害対策措置状況の記録

総合対策部は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第8節 原子力事業者の措置

災害発生に係る原子力事業者は、速やかに、被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置するなど、必要な体制を整備するものとする。

第2章 被害等の影響の軽減

第1節 風評被害等の影響の軽減

本市関係部局は、国及び県と連携し、必要に応じ、科学的根拠に基づき、農林畜水産物等の適切な流通等が確保されるよう、風評被害等を未然に防止又は軽減するための広報活動を行う。

- ① 放射性物質に汚染された、又は汚染された可能性のある農畜水産物、及びその区域の土壌、水質等の汚染調査を行い、汚染が無いことが確認された場合は、一刻も早く安全宣言を行う。
- ② 汚染調査の結果、汚染が認められない農畜水産物、食料品、工業製品、工芸品、その他の物品等について、申請により安全証明書を発行する。
- ③ 早期に風評対策窓口を設け、相談を受け速やかに風評被害の対策を行う。

第2節 心身の健康相談体制の整備

本市健康対策部は、国及び県その他関係者と連携し、原子力災害が発生した現場周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第3節 被災中小企業等に対する支援

本市経済対策部は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。